

資	料	提	供
令	和	7	年
7	月	1	日
課	名	雇用労働政策課	
担	当	者	倉田
内	線	3 4 2 3	
直	通	電	話
082-513-3411			

第 50 期広島県労働委員会委員の任命について

1 趣旨

広島県労働委員会 使用者委員 1 名が令和 7 年 6 月 30 日に辞任することに伴い、令和 7 年 7 月 1 日に後任の委員を任命した。

2 委員

(1) 辞任委員

なかの ひろゆき
中野 博之 (広島県経営者協会 前専務理事)

(2) 後任委員

きむら やすひろ
木村 康宏 (広島県経営者協会 専務理事)

※ 委員交代後の第 50 期広島県労働委員会委員名簿は別紙のとおり。

3 後任委員の任期

令和 7 年 7 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

《参 考》

- 労働委員会は、労働組合法第 19 条の 12 に基づき、県に設置される行政委員会で、労働組合法、労働関係調整法等に規定する権限を独立して行う県の執行機関です。
- 労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者が協力し、あっせんや不当労働行為の審査等を通じて、紛争の解決支援に取り組んでいます。
- 労働委員会は、労働組合法に基づき、学識経験者等の公益委員（5 名）、労働組合の役員等労働者を代表する労働者委員（5 名）、会社役員等使用者を代表する使用者委員（5 名）の三者からなり、計 15 名の委員で構成されています。
なお、委員の任期は、労働組合法第 19 条の 12 で準用する同法第 19 条の 5 の規定により 2 年間となっていますが、補欠の委員の任期は前任の残任期間となります。

第 50 期広島県労働委員会委員名簿

(任期：令和 7 年 3 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日)

(50 音順)

	氏 名	所属及び役職	摘 要
公 益 委 員	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学商学部経営学科 教授	
	しもなか な み 下中 奈美	弁護士	
	まえかわ ひでまさ 前川 秀雅	弁護士	
	やまかわ かずよし 山川 和義	広島大学大学院人間社会科学研究科 教授	
	やまのうち あきこ 山之内 暁子	公認会計士	
労 働 者 委 員	おおの まびと 大野 真人	日本労働組合総連合会広島県連合会 会長	
	かめい み さ こ 亀井 美砂子	日本教職員組合広島県協議会 顧問	
	たかまつ しゅんじ 高松 俊二	元マツダ労働組合 執行委員長	
	たにぐち ひでお 谷口 英男	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 委員長	
	ふじい のりまさ 藤井 則正	自治労広島県本部 中央執行委員長	
使 用 者 委 員	きむら やすひろ 木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事	新 任
	こまつ せつこ 小松 節子	株式会社メンテックワールド 代表取締役	
	しおみつ かずひこ 塩満 和彦	三菱重工マシナリーテクノロジー株式会社 顧問	
	にし こういち 西 浩一	広島化成株式会社 監査役	
	やすい ちあき 安井 千明	広島電鉄株式会社 執行役員人財管理本部長	